

# 国民年金に関するお知らせ

## 「年金生活者支援給付金」の請求をお忘れなく！

年金生活者支援給付金は、公的年金の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。今年度から新たに給付金の受取対象となる方には、9月上旬頃から順次はがき形式の請求書が送付されていますので、速やかに提出をお願いします。

制度の詳細や手続きについては、弘前年金事務所または国保年金課にお問い合わせください。

\* 令和6年1月4日までに手続きが完了すると、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができます。遅れた場合は、手続きの翌月分からの受け取りとなるため、請求手続きはお早めをお願いします。

## 令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出にご協力を

日本年金機構より9月中旬から、順次、下記の送付対象者あてに令和6年分扶養親族等申告書が送付されます。

9月から10月にかけて送付される方の提出期限は10月31日(火)です。期限内の提出にご協力をお願いします。  
送付対象者…老齢または退職を支給事由としている年

金の支給額が次に該当する方です。

▷65歳未満の方…108万円以上

▷65歳以上の方…158万円以上(退職共済年金(JR、JT、NTT、農林共済)の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合、退職共済年金の支給額が80万円以上)

## 国民年金保険料はコンビニでも納められます！

金融機関が近くにない方、日中忙しくて金融機関に行けない方は、コンビニエンスストアをご利用ください。また、お手元に納付書がない方は、年金手帳または基礎年金番号通知書をご用意の上、弘前年金事務所までご連絡ください。

## 「移動年金相談」を追加開催します


11月の移動年金相談について、日程を追加して開催します。完全予約制ですので、弘前年金事務所へご予約ください(定員になり次第受付終了)。

日時…11月29日(水) 10:00~16:00

場所…市役所3階会議室3A


問い合わせ先…国保年金課 内線2343 / 弘前年金事務所 Tel0172-27-1339

◎ 広報有料広告

 **国家資格塗装職人のお店**  
**三栄塗装工業株式会社**  
一般建設業 県知事許可(般-27)第017671号

担当 三上(一級塗装技能士/五所川原塗装工業协会会员)  
WBアート(ウォールバリア)多彩仕上工法 施工認定店

職人から独立、創業し25年目を迎えました。  
これからも地域のみならず愛される塗装店を目指して参ります。



屋根・外壁のお見積り・現地調査無料、まずはお気軽にご相談ください。

住所/つがる市木造林宮津12番地3 登録番号/T8420002012423  
☎ 0173-42-3818 ☎ 090-7067-5628 ✉ sanei.p@nifty.com

それは **後鼻漏!**?  
鼻水がのどに流れたりしませんか?  
**いわず薬品 新町本店**  
【健康相談】(34)3939



お気軽にご相談下さい!

駅前店 (34)5088 美容相談 エルム店 (33)6742

五所川原市を応援します!!